

## 鳥取県議会告示第8号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月5日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(専決) 第2条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。 (1)～(15) 略 <u>(16) 前各号に掲げるもののほか、議長の指定した事項に関すること。</u>	(専決) 第2条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。 (1)～(15) 略

### 附 則

この告示は、平成19年10月5日から施行する。